



2026年1月7日

各 位

会 社 名 株式会社ダイレクトマーケティングミックス  
代表者名 代表執行役社長 C E O 植原 大祐  
(コード番号: 7354 東証プライム)  
問合せ先 執 行 役 C F O 土 井 元 良  
(TEL 06-6809-1615)

スタンダード市場への市場区分変更承認及び  
プライム市場上場維持基準への適合に向けた計画の取り下げに関するお知らせ

当社は、2023年4月1日施行の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます）の有価証券上場規程等の一部改正及び2025年6月30日時点における当社のプライム市場の上場維持基準の適合状況を踏まえて、スタンダード市場へ上場選択することとし、本日、東証よりスタンダード市場への市場区分変更承認を受け、2026年1月14日をもちまして当社株式の東証における市場区分が東証プライム市場から東証スタンダード市場へ変更されることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本市場区分変更に伴い、2025年3月31日にプライム市場の上場維持基準への適合に向けた計画書を作成し、上場維持基準への適合に向けた取組みを進めてまいりましたが、本日付で同計画を取り下げることいたしました。

記

1. スタンダード市場への変更の理由

当社は、今般の有価証券上場規程等の一部改正及びプライム市場上場維持基準の適合状況を踏まえ、(i) プライム市場の上場維持基準への適合に向けた取組みを継続すること、(ii) 市場区分を再選択すること、のいずれが当社及び株主様をはじめとするステークホルダーの皆様にとって最適であるかについて、多面的に検討してまいりました。

その結果、当社の本質的な経営課題は短期的な目標達成にとどまらず、顧客企業の成長に資する「営業・マーケティングの顧客接点」領域における提供価値を継続的に高め、中長期的に企業価値を向上させることにあると整理しました。この実現に向けては、形式面の短期対応に経営資源を割くのではなく、基幹事業の競争力強化と成長投資に集中することが最も合理的であるとの結論に至りました。加えて、株主様及び投資家の皆様に当社株式を安心して保有・売買いただくためには、流動性や投資家コミュニケーションを含む市場環境の整備と、開示・対話の質の一層の向上が重要であると判断し、スタンダード市場を選択することいたしました。

なお、当社は市場区分に関わらず、2025年3月31日付開示の「上場維持基準への適合に向けた計画について」に掲げる企業価値向上策については継続して取り組んでまいります。

## 2. スタンダード市場の上場維持基準の適合状況

当社のスタンダード市場の上場維持基準の適合状況は以下のとおりであり、スタンダード市場の上場維持基準にすべて適合しております。当社は、スタンダード市場への上場選択申請時点で、同市場すべての上場維持基準に適合している状況にあることから、今後、上場維持基準の各項目の判定基準日時点において、同市場の上場維持基準のいずれかに適合しない状況とならない場合、「(スタンダード市場の) 上場維持基準への適合に向けた計画」の開示の必要はありません。

	株主数	流通株式数	流通株式時価総額	流通株式比率	売買高	純資産の額
当社の状況 (2025年6月30日時点)※	4,994人	216,033単位	51.4億円	45.4%	39,197単位	正
スタンダード市場上場維持基準	400人	2,000単位	10億円	25%	10単位	正
適合状況	○	○	○	○	○	○

※2025年6月30日時点で把握している当社の株券等の分布状況をもとに当社で算出したものです。流通株式時価総額は、2025年6月30日以前3か月間の日々の終値の平均値に2025年6月30日時点の流通株式数を乗じて当社で算出したものです。同様に売買高は、2025年6月30日以前6か月間における売買立会での売買高を月次平均により当社で算出したものです。

## 3. プライム市場の上場維持基準への適合に向けた計画の取り下げ

当社は2025年3月31日にプライム市場の上場維持基準への適合に向けた計画書を提出し、プライム市場の上場維持基準への適合に向けた取組みを実施してまいりましたが、本日付で同計画を取り下げます。

## 4. スタンダード市場への移行予定日

スタンダード市場への移行予定日は2026年1月14日となります。この日以降において、当社株式の取引はスタンダード市場に移行し、同市場で取引が継続されます。

以上